

各自治会・町内会長 様

刑法犯認知件数 (1月末 暫定値) 65件 (去年同期比+15件)

- 1 主な犯罪
- 空き巣 0件(-2件)
 - 自転車盗 11件(±0件)
 - 車上ねらい 1件(-1件)
 - 部品ねらい 4件(+2件)
 - オートバイ盗 5件(±0件)

特殊詐欺 0件 (1月末 暫定値) 被害総額 0円
(内訳)

| | | | |
|-------------|----|------|----|
| オレオレ詐欺 | 0件 | 被害金額 | 0円 |
| 預貯金詐欺 | 0件 | 被害金額 | 0円 |
| 融資保証詐欺 | 0件 | 被害金額 | 0円 |
| 架空料金請求詐欺 | 0件 | 被害金額 | 0円 |
| 還付金詐欺 | 0件 | 被害金額 | 0円 |
| キャッシュカード詐欺盗 | 0件 | 被害金額 | 0円 |
| その他の手口 | 0件 | 被害総額 | 0円 |

(令和6年1月末 現在)
※町名別特殊詐欺発生状況

| 町名 | 件数 | 町名 | 件数 |
|--------|----|-----------|----|
| 井土ヶ谷上町 | | 真 金 町 | |
| 井土ヶ谷中町 | | 清 水 ヶ 丘 | |
| 井土ヶ谷下町 | | 西 中 町 | |
| 浦 舟 町 | | 前 里 町 | |
| 永 楽 町 | | 大 岡 | |
| 永田みなみ台 | | 大 橋 町 | |
| 永田山王台 | | 中 村 町 | |
| 永 田 台 | | 中 島 町 | |
| 永 田 東 | | 中 里 | |
| 永 田 南 | | 通 町 | |
| 永 田 北 | | 唐 沢 | |
| 榎 町 | | 東 蒔 田 町 | |
| 花之木町 | | 南 吉 田 町 | |
| 吉 野 町 | | 南 太 田 | |
| 宮 元 町 | | 伏 見 町 | |
| 共 進 町 | | 二 葉 町 | |
| 庚 台 | | 日 枝 町 | |
| 弘 明 寺 | | 白 金 町 | |
| 高 根 町 | | 白 妙 町 | |
| 高 砂 町 | | 八 幡 町 | |
| 三 春 台 | | 平 楽 | |
| 山 王 町 | | 別 所 | |
| 山 谷 | | 別 所 中 里 台 | |
| 蒔 田 町 | | 睦 町 | |
| 若 宮 町 | | 堀ノ内町 | |
| 宿 町 | | 万 世 町 | |
| 新 川 町 | | 六 ツ 川 | |
| その他 | | 合 計 | 0 |

詐欺の被害に遭わない
ためにも、防犯機能付
電話を活用しましょう!



★民間の力を活用した防犯カメラの設置促進について★

神奈川県警察及び神奈川県は、飲料メーカーと防犯カメラ(防犯カメラ付自動販売機)の設置促進や子供の見守り活動といった、安全・安心まちづくりへの取組に関する地域安全協定を締結しています。

防犯カメラ付自動販売機のメリットは、通常の防犯カメラより管理が楽なことです。設置など相談を希望される方は、南警察署までお問合せください!

担当：南防犯協会事務局
(南警察署内：生活安全課)
電話045-742-0110



南区交通事故統計《2月》

令和6年1月末現在 概数
自転車はヘルメットをかぶろう

発生件数

| | 令和6年 | 令和5年 | 増減数 |
|-------|------|------|-----|
| 神奈川県内 | 1690 | 1632 | 58 |
| 横浜市内 | 599 | 589 | 10 |
| 南区内 | 36 | 13 | 23 |

死者数

| | 令和6年 | 令和5年 | 増減数 |
|-------|------|------|-----|
| 神奈川県内 | 7 | 11 | -4 |
| 横浜市内 | 4 | 3 | 1 |
| 南区内 | 1 | 0 | 1 |

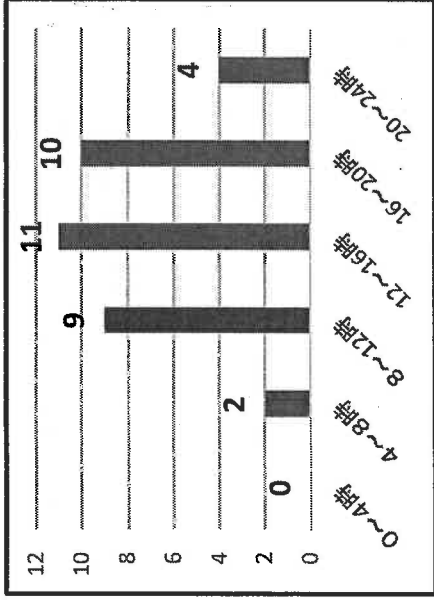
負傷者数

| | 令和6年 | 令和5年 | 増減数 |
|-------|------|------|-----|
| 神奈川県内 | 1971 | 1921 | 50 |
| 横浜市内 | 678 | 677 | 1 |
| 南区内 | 40 | 15 | 25 |

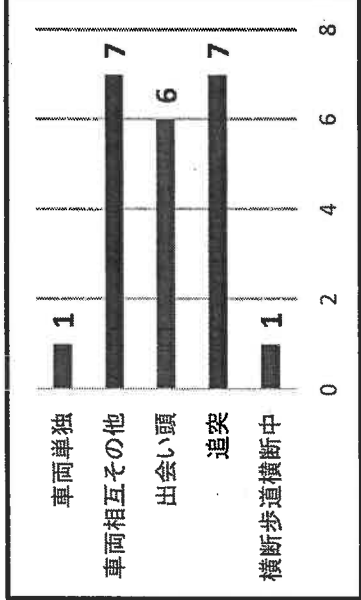
関係事故

| | 令和6年 | 構成率 | 増減数 |
|-----|------|-------|-----|
| 高齢者 | 13 | 36.1% | 7 |
| 子供 | 2 | 5.6% | 1 |
| 二輪車 | 14 | 38.9% | 10 |
| 自転車 | 9 | 25.0% | 7 |

時間帯別発生状況



事故類型別発生状況



南警察署からのお知らせ



警道・凍結路の交通事故に注意 ……チェーン、スタッドレスタイヤを装着し、「ゆっくり前進、ゆっくり加速」「交差点とその付近では減速・徐行」「カーブは速度を控え、対向車に注意」「急ブレーキを控え、エンジンブレーキを使用」などの安全運転を！！



みんなでヘルメット！

自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯 ④ 飲酒運転は禁止 ⑤ ヘルメットを着用

町名別発生状況

| 町名 | 令和6年 | 令和5年 | 増減数 | 町名 | 令和6年 | 令和5年 | 増減数 |
|--------|------|------|-----|--------|------|------|-----|
| 万世町 | 0 | 0 | 0 | 平楽 | 0 | 0 | 0 |
| 三春台 | 0 | 0 | 0 | 康台 | 0 | 0 | 0 |
| 中島町 | 0 | 0 | 0 | 弘明寺 | 0 | 0 | 0 |
| 中村町 | 0 | 0 | 0 | 弘明寺町 | 1 | 0 | +1 |
| 中里 | 4 | 0 | +4 | 新川町 | 1 | 0 | +1 |
| 中里町 | 0 | 0 | 0 | 臼枝町 | 1 | 0 | +1 |
| 二葉町 | 0 | 0 | 0 | 東蒔田町 | 0 | 0 | 0 |
| 井土ヶ谷上町 | 0 | 0 | 0 | 榎町 | 0 | 0 | 0 |
| 井土ヶ谷下町 | 1 | 0 | +1 | 永楽町 | 0 | 1 | -1 |
| 井土ヶ谷中町 | 2 | 0 | +2 | 永田みなみ台 | 0 | 0 | 0 |
| 伏見町 | 0 | 0 | 0 | 永田北 | 1 | 0 | +1 |
| 八幡町 | 0 | 0 | 0 | 永田南 | 0 | 0 | 0 |
| 六ツ川 | 4 | 1 | +3 | 永田台 | 0 | 0 | 0 |
| 共進町 | 1 | 1 | 0 | 永田山王台 | 0 | 1 | -1 |
| 別所 | 0 | 1 | -1 | 永田東 | 1 | 0 | +1 |
| 別所中里台 | 0 | 0 | 0 | 浦舟町 | 3 | 1 | +2 |
| 前里町 | 1 | 0 | +1 | 清水ヶ丘 | 2 | 0 | +2 |
| 南宮田町 | 0 | 1 | -1 | 白砂町 | 0 | 0 | 0 |
| 南太田 | 1 | 1 | 0 | 白金町 | 0 | 0 | 0 |
| 吉野町 | 1 | 1 | 0 | 真金町 | 2 | 0 | +2 |
| 唐沢 | 0 | 0 | 0 | 睦町 | 2 | 1 | +1 |
| 堀ノ内町 | 0 | 0 | 0 | 花之木町 | 0 | 0 | 0 |
| 大岡 | 2 | 0 | +2 | 若宮町 | 0 | 0 | 0 |
| 大橋町 | 0 | 0 | 0 | 蒔田町 | 0 | 0 | 0 |
| 宮元町 | 2 | 3 | -1 | 西中町 | 0 | 0 | 0 |
| 宿町 | 0 | 0 | 0 | 通町 | 1 | 0 | +1 |
| 山王町 | 0 | 0 | 0 | 高根町 | 1 | 0 | +1 |
| 山谷 | 0 | 0 | 0 | 高砂町 | 1 | 0 | +1 |

～ 安全は心と時間のゆとりから ～



神奈川県南警察署 交通課 045-742-0110

令和5年火災・救急概況

南消防署
1月1日～1月31日

1 南区火災・救急状況

| 区分 \ 年別 | 令和5年 | 令和4年 | 増△減 | |
|-----------|-----------|-------|-------|------|
| 火災件数 | 3 | 4 | △1 | |
| 火災種別 | 建物 | 1 | 4 | △3 |
| | 林野 | 0 | 0 | 0 |
| | 車両 | 0 | 0 | 0 |
| | 船舶 | 0 | 0 | 0 |
| | 航空機 | 0 | 0 | 0 |
| | その他 | 2 | 0 | 2 |
| 焼損床面積 (㎡) | 109 | 0 | 109 | |
| 死者(人) | 1 | 0 | 1 | |
| 負傷者(人) | 0 | 0 | 0 | |
| 主な火災原因 | 放火(疑い含む) | 2 | 0 | 2 |
| | 電灯・電話等の配線 | 1 | 0 | 1 |
| | | 0 | 0 | 0 |
| | | 0 | 0 | 0 |
| | | 0 | 0 | 0 |
| 救急出場件数 | 1,356 | 1,491 | △135 | |
| 救急種別 | 急病 | 995 | 1,122 | △127 |
| | 一般負傷 | 231 | 259 | △28 |
| | 交通事故 | 38 | 27 | 11 |
| | その他 | 92 | 83 | 9 |

2 横浜市火災・救急状況

| 区分 \ 年別 | 令和5年 | 令和4年 | 増△減 | |
|-----------|--------|--------|--------|-----|
| 火災件数(件) | 54 | 64 | △10 | |
| 焼損床面積(㎡) | 819 | 947 | △128 | |
| 死者数(人) | 5(0) | 2(0) | 3 | |
| 負傷者数(人) | 9 | 13 | △4 | |
| 救急出場件数(件) | 23,192 | 22,108 | 1,084 | |
| 救急種別 | 急病 | 16,931 | 16,075 | 856 |
| | 一般負傷 | 4,015 | 3,915 | 100 |
| | 交通事故 | 675 | 634 | 41 |
| | その他 | 1,571 | 1,484 | 87 |

* 死者数欄()内の数値は、放火自殺者の内数

3 行政区別火災・救急状況

| 区分 | 年別 | 火災 | | | 救急 | | |
|--------|----------|------|------|-----|-------|-------|------|
| | | 令和5年 | 令和4年 | 増△減 | 令和5年 | 令和4年 | 増△減 |
| 行政区別件数 | 鶴見 | 5 | 5 | 0 | 1,672 | 1,685 | △13 |
| | 神奈川 | 4 | 4 | 0 | 1,520 | 1,316 | 204 |
| | 西 | 1 | 2 | △1 | 881 | 853 | 28 |
| | 中 | 2 | 9 | △7 | 1,536 | 1,559 | △23 |
| | 南 | 3 | 4 | △1 | 1,356 | 1,491 | △135 |
| | 港南 | 4 | 2 | 2 | 1,451 | 1,362 | 89 |
| | 保土ヶ谷 | 4 | 1 | 3 | 1,279 | 1,209 | 70 |
| | 旭 | 3 | 7 | △4 | 1,636 | 1,485 | 151 |
| | 磯子 | 1 | 1 | 0 | 1,083 | 1,035 | 48 |
| | 金沢 | 8 | 3 | 5 | 1,317 | 1,157 | 160 |
| | 港北 | 6 | 4 | 2 | 1,818 | 1,725 | 93 |
| | 緑 | 2 | 2 | 0 | 1,055 | 958 | 97 |
| | 青葉 | 2 | 4 | △2 | 1,431 | 1,303 | 128 |
| | 都筑 | 1 | 3 | △2 | 991 | 934 | 57 |
| | 戸塚 | 3 | 6 | △3 | 1,689 | 1,639 | 50 |
| | 栄 | 1 | 1 | 0 | 754 | 714 | 40 |
| | 泉 | 3 | 2 | 1 | 913 | 934 | △21 |
| 瀬谷 | 1 | 4 | △3 | 805 | 743 | 62 | |

* 本年数値は速報のため、変更することがあります。また、表は前年同時期との比較です。

4 連合町内会・受持消防団別火災件数

| 連合町内会名 | 火災件数 | 受持消防団 |
|--------------|------|--------|
| 太田東部連合町内会 | 0 | 第一分団 |
| 太田地区町内連合会 | 0 | |
| 寿東部連合町内会 | 0 | 第二分団 |
| 中村地区連合町内会 | 0 | |
| 蒔田連合町内会 | 1 | 第三分団 |
| お三の宮地区連合町内会 | 0 | |
| 堀ノ内睦町連合町内会 | 0 | |
| 井土ヶ谷地区連合町内会 | 0 | 第四分団 |
| 北永田地区連合町内会 | 0 | |
| 永田みなみ台連合自治会 | 0 | 第五分団 |
| 本大岡地区町内会連合会 | 2 | |
| 大岡地区連合町内会 | 0 | 第六分団 |
| 別所地区連合町内会 | 0 | |
| 南永田・山王台連合町内会 | 0 | |
| 六ツ川地区連合自治会 | 0 | 第一～六分団 |
| 六ツ川大池地区連合自治会 | 0 | |
| 連合未加入自治会、その他 | 0 | |
| 合計 | 3 | |

南消防署からのお知らせ

令和6年3月1日(金)から3月7日(木)まで

春の火災予防運動を実施します

2023年度全国統一防火標語

火を消して 不安を消して つなぐ未来

出火防止キャンペーン

春の火災予防運動期間中の南消防署の取組として、今回は関東大震災の際に関西の2府6県の支援により中村地区に作られた大規模救護施設「関西村(通称)」に着目し、中村小学校3年生と協力して地域住民に対し共助の意識啓発及び地元の災害史や日ごろの防火防災の取組を促進します。

昨年の出火防止
キャンペーン



横浜市内全の出火原因は「タバコ」が1位!

令和5年に横浜市内の火災件数は733件、前年と比べて94件増加し、出火原因では「タバコ」が2年連続第1位となりました(南区内はたばこ火災8件)。以下のポイントをおさえて、火災のない街づくりにご協力ください。



◆寝たばこ火災防止の三カ条

1. ふとんで吸わない
2. 灰皿には水を入れて
3. 消えたかどうか、絶対確認!



地区連合自治会町内会長 各位
自治会町内会長 各位

区連会 2月定例会資料
令和6年2月20日
南 消 防 署

南 消 防 署 長

令和6年度家庭防災員研修受講者及び連絡員の推薦について（御依頼）

日頃から、地域の防火・防災活動の推進に御理解・御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、家庭防災員研修は「自助から始まり、地域における防災活動の担い手としても活躍できる家庭防災員の養成」を目指した研修制度として、毎年多くの方々に受講していただいております。

つきましては、御多用とは存じますが、御推薦いただきますよう御依頼申し上げます。
なお、昨年度から推薦については、任意とさせていただきます。

1 提出書類

家庭防災員研修受講者及び連絡員推薦書（別紙）

2 提出期限及び提出方法

令和6年5月31日（金）までに、同封の封筒にて御提出ください。

3 提出先

南消防署総務・予防課予防係

4 推薦書（別紙）の記入方法

研修受講者及び連絡員の氏名・住所・電話番号などを御記入ください。

5 送付書類

- (1) 家庭防災員研修受講者及び連絡員推薦書（別紙）
- (2) 令和6年度家庭防災員研修受講者募集チラシ

6 その他

- (1) 研修受講者及び連絡員で受講希望者には、研修の御案内を送付いたします。
- (2) 研修を受講していただくと、横浜市長名の修了証が交付されます。
- (3) 自治会町内会長を経由せずに、個人で研修をお申し込みいただく場合があります。
- (4) その他、御不明な点は、事務担当までお問い合わせください。

【事務担当】

南消防署総務・予防課予防係
宮地・女部田・市川
TEL・FAX 045-253-0119

令和 年 月 日

南消防署長

自治会町内会名 _____

会 長 名 _____

電 話 _____

家庭防災員研修受講者及び連絡員推薦書

令和6年度の家庭防災員として、次の方を推薦いたします。（※推薦は、任意です。）

【研修受講者】

| ふりがな | 住 所 | 電子メールアドレス(※) |
|------|---------|--|
| 氏 名 | 電 話 番 号 | 研修案内の受領方法にレ点を入れてください。 |
| | 南区 | |
| | | <input type="checkbox"/> 郵送 ・ <input type="checkbox"/> 電子メール |
| | 南区 | |
| | | <input type="checkbox"/> 郵送 ・ <input type="checkbox"/> 電子メール |
| | 南区 | |
| | | <input type="checkbox"/> 郵送 ・ <input type="checkbox"/> 電子メール |

※ 電子メールアドレスは、わかる場合に御記入ください。御不明な場合は、空欄で構いません。

【連絡員】

| | | | | |
|---------|--|-----|---------|--|
| ふりがな | | 南区 | 電 話 番 号 | |
| 氏 名 | | 住 所 | | |
| 研修受講の有無 | <input type="checkbox"/> 受講する ・ <input type="checkbox"/> 受講しない | | | |

※ 連絡員は、消防署と家庭防災員との連絡調整をしていただく場合があります。

- ・ 推薦された研修受講者の情報は、連絡員に提供させていただく場合がありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 過去に研修を受講されている方でも、受講可能です。
- ・ 該当者がいない場合は、空欄で御返信をお願いいたします。
- ・ 令和6年5月31日(金)までに、同封の返信用封筒で御返送ください。

連絡先 南消防署総務・予防課予防係
電 話 045(253)0119

令和6年度 家庭防災員研修受講者募集

1 家庭防災員研修について

今後発生が危惧される、大規模災害による被害を軽減するためには、「自助」とともに「共助」の重要性がますます高まっています。

家庭防災員研修を通じて、自らの家庭を守るための知識や技術を身に付けていただくとともに、共助の重要性についても理解を深めていただくことで、地域における防災活動の担い手として活躍していただきたいと考えています。

2 研修内容

| 区分 | 内容 |
|---------------|-----------------------------|
| ① 防火研修 | 住宅防火対策（出火防止、消火方法）など |
| ② 救急研修 | 救命処置要領（AEDを含めた心肺蘇生法）など |
| ③ 地震研修 | 地震の知識や対応方法など |
| ④ 風水害研修 | 風水害の知識や対応方法など |
| ⑤ 災害図上訓練(DIG) | 地図に様々な情報を書き込み、防災対策を検討する訓練 |
| ⑥ スキルアップ研修 | スタンドパイプ式消火器具や災害対策資機材取扱い訓練など |



3 研修受講対象者

満 15 歳以上の南区民で、次のいずれかの方々

- ・自治会町内会から推薦を受けた方
- ・個人により研修を希望される方
- ・既に家庭防災員の方

4 研修受講者の声

- ・防災に対して、いろいろな角度から見る事ができて、とても有意義だった。
- ・地域の実態をあらためて知り、自分が考えていた事との違いに気づけました。
- ・がけ崩れや水害で想定されている所が知れたので、事前に準備しておきたい。

南区区連会承認第 58 号

裏面あり

5 南区家庭防災員の登録方法（登録期間：令和6年2月20日～5月31日）

- ・自治会・町内会長から御推薦していただきます。
- ・個人でお申込みされる方は、次の①～③のいずれかの方法により登録してください。
 - ①横浜市電子申請システムからの登録。
 - ②南消防署ホームページの「家庭防災員について」から用紙をダウンロードし、電子メール又は、FAXで次の【宛先】に送付することで登録。
 - ③南消防署・各消防出張所で用紙を受領し、御記入後に消防職員へ手渡しする。

南区家庭防災員

検索

横浜市電子申請システム

【宛先】南消防署予防係 家庭防災員担当 宛

○郵送：〒232-0024 横浜市南区浦舟町2-33

○FAX：045-253-0119

○電子メール：sy-minamiyobo@city.yokohama.lg.jp



6 研修会の御案内とお申し込み方法（令和6年6月頃予定）

- ・令和6年度に家庭防災員に登録された方には、消防署から郵送又は、電子メールで、研修会の御案内文などを送付いたします。
- ・既に家庭防災員の方は、「横浜市電子申請システム」及び南消防署のインターネットホームページへ掲載しますので、直接お申し込みください。

7 研修会の予定

| | | |
|------------------------|-------------------------------------|--------------------------------|
| 防火・地震・風水害 (水災害体験ほか) | 令和6年8月2日(金) 午前・午後 令和6年8月3日(土) 午後 | 横浜市民防災センター (神奈川区沢渡4-7) |
| スキルアップ | 令和6年12月上旬予定 | 南区役所1階多目的ホール (南区浦舟町2-33) ほか |
| 災害図上訓練(DIG) | 令和7年1月下旬予定 | |
| 救急研修 | 令和7年2月下旬予定 | |

8 その他

- ・研修受講者には、研修修了証を交付します。
- ・お申込み多数の研修については、人数の調整をさせていただくことがありますので、御了承ください。(消防署から連絡がない場合は、申込日にお越しくください。)
- ・研修会場までは、公共交通機関を御利用ください。
- ・気象警報等が発表された時は、研修を中止する場合があります。その他御不明な時は、消防署へ御連絡ください。

【問合せ先】

南消防署総務・予防課予防係 宮地、女部田、市川

電話・FAX 045(253)0119

Email: sy-minamiyobo@city.yokohama.lg.jp

桜のライトアップ・ ぼんぼり点灯

■点灯期間

3月22日(金)
~4月7日(日)
18時~21時

第1回

みなみ 桜まつり 2024

令和6年 3/23(土) - 24(日) 10時~15時 (小雨決行・荒天中止)

会場

蒔田公園

【室内イベント】
吉野町市民プラザ

絵どうろう点灯

3/22(金)・23(土)・24(日) 18時~21時

アクセス▷市営地下鉄線 吉野町駅 徒歩5分、蒔田駅 徒歩7分 ▷京急線 南太田駅 徒歩5分

内容

ステージイベント、民謡流し、絵どうろう、模擬店、バザー ほか

※雨天時、ステージイベント、民謡流しは吉野町市民プラザで開催

イベントの
詳細はこちら



【主催】南区民まつり運営委員会 【運営】みなみ桜まつり実行委員会 【共催】南区役所 【協力】吉野町市民プラザ

各種行事、イベントのお弁当や
オーダーフル、大量注文も承ります。
ご予算、内容等お気軽にご相談ください。

あしな
横浜市南区大岡 2-1-22
(弘明寺商店街中央)
TEL/FAX 045-742-6141

老舗の専門店

横浜 木下商店

横浜市南区
井土ヶ谷下町 32-5
TEL:045-711-0808

横浜エクセレンス
横浜市内ホームタウンとして活動する
プロバスケットボールクラブです

横浜エクセレンス
オフィシャルHPは
こちら!

創業140年
創業明治17年
旅館 松島

飲んで安心 泊まって安心 料理処 松島苑
JTB KNT 日本旅館協会会員 ☎ 731-2720
140周年祝いの会 4月28日「にきわい座」にて貸切で行います。

新みらい会計
大切な家族のために!!
そして、みらいの家族のために!!

新みらい会計
〒220-0801 横浜市南区大岡2-1-22
TEL:045-742-6141
http://www.tax-ohimori.co.jp

総合建築リフォーム・塗装・防水工事
神奈川県知事許可(般-2)第31505号

まごころリフォーム
大坪工業 株式会社
☎0120-600-450
https://www.oosubo-kogyo.co.jp/

山と川のあるまち

Yokohama GUMYOJI
Kannon Dori
くみょうじ観音通り

いきな下町
横浜 橋通 永久
召喚顧問 桂歌社
よこはまばし

特定非営利活動法人
みなみ区民利用施設協会

地区センターやコミュニティハウス
などの運営をとおして
皆様の自主的な活動を支援します

防犯対策 防犯ガラス・防犯フィルム

録音 エコ対策 → 一日施工の樹脂三重窓
一般硝子取替 横断梁替 鏡取付 各種フィルム工事

港南硝子株式会社
E-mail glassman1113@ab.auone-net.jp
ご相談はメールでお気軽にどうぞ

みなみの「あったかい」がここにある 

MINAMI

南区元気な地域づくり補助制度

南区は地域のチャレンジを応援します！  

地域の力応援補助金

3
年間

15
万円

上限

新たに地域活動を始めたい
グループや他団体と連携して
行う取組は、こちらです！



申請締切：4月19日（金）

地域振興課 地域力推進担当

「あったかみなみ」 活動支援補助金

3
年間

30
万円

最大

地域の活性化やにぎわいのある
まちづくりの取組は、こちらです！



申請締切：3月25日（月）

地域振興課 区民活動推進係


事前説明会を開催します！ ※申込制。参加は任意です。 

詳細は Web ページまたは区民活動推進係へ

- ① 2月20日（火）15時～15時30分 区役所7階会議室
- ② 3月1日（金）10時～10時30分 区役所1階多目的ホール



説明会申込フォーム

まずは、お気軽にご相談ください！ 

問合せ先

南区地域振興課

地域力推進担当

Tel: 341-1239

南区地域振興課

区民活動推進係

Tel: 341-1238

(E-mail: mn-chishin@city.yokohama.jp) 南区区連会承認第55号



| 補助金名 | 地域の力応援補助金 | 「あったかみなみ」活動支援補助金 |
|-------------------|--|--|
| 目的 | 地域の課題解決に向けた取組を支援します | 地域の活性化やにぎわいのあるまちづくりに取り組む事業を支援します |
| 対象団体・対象事業 | <ul style="list-style-type: none"> 新たに地域の課題解決に取り組みたい団体で <ol style="list-style-type: none"> 寺子屋みなみ等の講座修了生を2人以上有する団体が行う活動又は 自治会・町内会と連携して行う活動 既に地域の課題解決に取り組む団体で <ol style="list-style-type: none"> 他団体と連携して行う新たな活動 | <p>【対象団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> 会則等の定めがあり、自主的かつ主体的に活動を行うことができる団体 南区民を中心に構成された団体または南区を中心に活動する団体 <p>【対象事業】</p> <ol style="list-style-type: none"> 事業支援コース 南区民を対象とし、文化・芸術振興、地域交流、多文化共生等に関する事業や地域の活性化、にぎわいのあるまちづくりに取り組む事業 スタートアップコース 活動を始めて間もない団体（申請時点で活動実績が概ね3年未満の団体）が実施する事業 |
| 補助金額・補助割合（上限） | 150,000円（1年目） 100,000円（2年目） 50,000円（3年目） ・ 9割（対象事業①） 7割（対象事業②③） | <ol style="list-style-type: none"> 事業支援コース 300,000円（1年目 対象経費の7割） （2年目 対象経費の6割） （3年目 対象経費の5割） スタートアップコース 100,000円（対象経費の8割） |
| 補助期間 | 最大3年 | 最大3年 |
| 対象経費 | <ul style="list-style-type: none"> 事業の立ち上げ、拡大費用 事業の実施費用 | 事業運営費（対象経費の制限あり） |
| 相談期間 | 令和6年2月1日（木） ～4月5日（金） | <p>【事前説明会（任意）】①、②いずれも同じ内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 2月20日（火）15時～15時30分 3月1日（金）10時～10時30分 申込制。上記以外は事前にご連絡ください。 |
| 申請期間 | 令和6年4月1日（月） ～4月19日（金） | 令和6年3月25日（月）（必着） |
| 申請・問合せ先 WEBページ | 南区役所地域振興課 地域力推進担当 南区浦舟町2-33 （6階 63番窓口） TEL：341-1239 FAX：341-1240  | 南区役所地域振興課 区民活動推進係 南区浦舟町2-33 （6階 61番窓口） TEL：341-1238 FAX：341-1240  |

※この補助金は、令和6年度予算案が横浜市会において議決されることを条件としています。

南区地域の力応援補助金概要

南区内で地域の課題解決や魅力づくりに向けた活動に取り組む団体・グループに対し、補助金を交付します。

| コース名 | 寺子屋修了生応援コース | 地域のつながり応援コース | |
|----------|--|------------------------|---------------------------|
| 対象団体 | 新たに地域の課題解決に取り組む団体 | 新たに地域の課題解決に取り組む団体 | 既に区内で地域の課題解決に取り組む団体 |
| 条件 | ①寺子屋みなみ等講座修了生2人以上有する団体 ②申請時において、該当者の修了認定日が3年以内かつ団体の設立が3年以内（①②ともに必須） | 自治会・町内会（連合可）と連携して行う活動 | 他団体と連携して行う新たな活動 |
| 対象事業 | 地域の課題解決や魅力づくりに向けた取組 | | |
| 事業例 | InstagramやYouTubeで子育て層に地域の魅力や地域情報を伝える | コーヒー愛好会が町内会と連携し、講習会を開催 | 学援隊が保活と連携し、通学路の街歩きイベントを開催 |
| 補助対象経費 | 消耗品費、通信・印刷費、謝金、使用料、保険料、備品費、委託料、交通費、飲料費 ※交通費と飲料費は補助金額の1/10以内、備品費は1/2以内 | | |
| 補助金額（上限） | 150,000円（1年目）／100,000円（2年目）／50,000円（3年目） | | |
| 補助率（上限） | 9割 | 7割 | 7割 |
| 補助期間 | 最大3年 | | |

スケジュール

申請書類を受理した後、南区地域の力応援補助金判定会で内容を確認し、区長が判定会の意見を参考に審査し、交付に関する決定をします。 ※新規の申請団体には、判定会で事業の概要説明（プレゼンテーション）をしていただきます。



※この補助金は、令和6年度予算案が横浜市会において議決されることを条件としています。

地域でかがやく



わたしに会える

補助額

最大 **15万**

令和6年度
南区地域の力応援補助金
募集案内

相談期間：令和6年2月1日（木）
～4月5日（金）

申請期間：令和6年4月1日（月）
～4月19日（金）

申請にあたっては、必ずこの期間内に一度ご相談ください。

補助金の詳細はWebページでも
ご確認ください！



TEL: 341-1239 E-mail: mn-chiikiryouku@city.yokohama.jp

南区 地域振興課 地域力推進担当

地域でかがやく わたしに会える

地域活動に興味があり、寺子屋みなみを受講したAさん

寺子屋みなみを受講し、活動の楽しみを知って新しい仲間もできたよ。



Q 仲間と一緒に趣味を生かした活動をしたいな。でも、資金はどうしよう。

A 備品の購入や活動者の保険料など、活動に必要な資金は補助金を活用すれば解決！！

あなたのお悩み、地域の力応援補助金で解決するかも！？

地域活動を始めるときの資金に関する困りごとを支援します。「私たちの団体は対象になるの?」「もっと詳しく教えてほしい」など、どんなことでもかまいませんので、まずはご相談ください! 相談は無料です。

南区地域振興課 地域力推進担当

Tel 341-1239

mail mn-chiikiriyoku@city.yokohama.jp

地域の力応援補助金を活用して、もっと地域を元気に!

コーディネーター派遣を活用し、活動の助言をもらったBさん

地域の高齢者にスマホの使い方を教えたいと思い、コーディネーター派遣を活用して計画を立てたよ。



Q スマホ教室を開くためには、会場を借りたりチラシを作るのにお金がかかるわ。

A 周知に必要なチラシの作成代や、会場費などにも補助金を活用してください!

町内会と連携して、地域を盛り上げたいCさん

キラリを読み、私も町内会と連携した多世代交流イベントを開催したくなった。



Q イベントを開催するのに必要な、飾りや衣装代に充てるお金はどうしよう。

A 補助金で飾りや衣装などを購入すれば、楽しいイベントを開催できますよ。

他団体と連携した地域活動始めるDさん

地域活動発表会の動画を視聴し、活動のヒントを得ることができたわ。



Q 他の団体と一緒に新しい活動を始めるのだけれど、打合せも必要だし、アドバイスもほしいわ。

A 補助金を活用して専門家のアドバイスを受けたり、会議に必要な費用の一部に充てることができます。

寺子屋みなみとは?

地域課題の解決や魅力づくりを進める力を養うことを目的に、地域・区役所・NPO等が協働して企画・運営する講座です。令和4年度からは、地元で何か始めたい人や地域のことを学びたい人を応援する講座を開講しています。



キラリとは?

地域を元気にするために活動されている人(キラリびと)を紹介しています。皆さんが地域活動を始めたいきっかけや、地域への想いなどもお伝えしていますので、ぜひご覧ください!



コーディネーター派遣とは?

地域の魅力づくりに向けた取組が継続・発展するよう、活動に対する助言や計画づくりの支援を行う専門のコーディネーターを派遣します。新たに地域課題に取り組みたい団体・グループも対象です。



地域活動発表会とは?

補助金を活用し、新たな地域活動に挑戦した団体等が日頃の活動の成果を発表しています。発表内容は、YouTube横浜市公式チャンネルで公開しています♪



自治会町内会館脱炭素化推進事業について【事業説明・募集案内】

1 事業の趣旨

3 月 1 日から申請受付を開始する自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金について、制度の詳細が決まりましたのでお知らせします。この機会に是非、省エネ設備の導入をご検討ください。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

地区連合町内会館も対象となりますので、是非導入をご検討ください。

【単位会長】定例会等で情報提供の上、是非導入をご検討ください。

3 補助制度概要

別添の補助制度概要資料をご参照ください。

4 申請について

(1) 申請期間

令和 6 年 3 月 1 日（金）～令和 6 年 9 月 30 日（月）

(2) 申請時にご注意いただきたいこと

・申請前に、会館への省エネ設備導入について、団体としての意思決定及び事業者から見積書を徴収してください。

・補助金申請後の交付決定を受けてから、契約・発注をしてください。

※その他、申請書類については、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご覧ください。

5 補助交付申請書類等の提出や問合せ先について

（※区地域振興課と異なりますので、ご注意ください）

以下の事務委託先にご提出ください。E メール、郵送、窓口への持参(予約制)での提出が可能です。

【申請・問合せ先】事務委託先 横浜市住宅供給公社 街づくり事業課

・電 話：045-451-7740（受付時間 平日 9:00～17:00）

・Email：yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp

・所在地：横浜市神奈川区栄町 8 番地 1 ヨコハマポートサイドビル 5 階



（アクセス）

※アクセス：JR「横浜」駅(東口)より徒歩 15 分/JR「横浜」駅(きた東口)より徒歩 10 分/
京浜急行「神奈川」駅より徒歩 5 分(<https://www.yokohama-kousya.or.jp/company/contact.php#map01>)

※メールの添付容量は最大で 10MB までです。容量が大きくなる場合は、大容量ファイル送付用のアドレスをお送りしますので、上記連絡先までご連絡ください。

6 よくある質問

| | 質問 | 回答 |
|-----|--|--|
| (1) | 法人化されていないといけないか | 自治会町内会の法人化は、補助要件としていません。 |
| (2) | 過去に会館整備費補助事業の補助を受けた会館も対象になるか | 今回新たに会館脱炭素化推進事業の補助メニューの製品・設備を導入すれば対象になります。 |
| (3) | 予算上限に達したら補助を受けられないことはあるか | 予算の範囲内での補助にはなりますが、多くの予算を確保しています。是非ご活用ください。 |
| (4) | 蓄電池のみの導入は可能か | 蓄電池を導入する場合は、既に太陽光発電設備が導入されているか、今回、太陽光発電設備とセットで導入する場合があります。 |
| (5) | 家電量販店で購入済みの製品の領収書を提出すれば補助してもらえるか | 当事業は、事業者からの見積書を添付し、その他必要書類と共に申請を行い、区からの交付決定後に業者と契約することになっていきますので、購入済みの製品は対象になりません。 |
| (6) | 施工事業者への代金支払いのため、整備完了報告前に、補助金を先にもらうことが可能か | 補助金の前払い手続きをご案内しますので、交付申請手続きの際、お申し出ください。 |

※ その他、詳細は、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご覧ください。

また、横浜市 Web ページでは、手続きにご使用いただく様式をダウンロードできるようにしています。

横浜市 会館脱炭素



(市WEB ページ)

7 添付資料

- (1) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の補助制度概要
- (2) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金のチラシ

市民局地域支援部地域活動推進課
 担当 川口、江口
 電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734
 Eメール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

横浜市 自治会町内会館脱炭素化推進事業 補助制度概要

1 目的

地域活動の拠点である自治会町内会館等（以下、「会館」という）に、省エネ設備等の導入に必要な経費の一部を補助することにより、エネルギー価格等の物価高騰に対する支援及び脱炭素化の推進を図り、市民の脱炭素化に向けた行動変容を促進します。

2 補助対象団体

自治会町内会、地区連合町内会

3 主な補助要件（「募集案内」を必ずご確認ください）

- 町内会等が所有(※1)する施設で、町内会等により運営及び利用され、地域住民の福祉の向上、連帯の増進に寄与する施設
※1 会館を自己所有していない場合でも、町内会等が会館を借用し、設備導入費の負担及び電気料金の継続的な支払いを行っている場合は、補助対象とします。
- 会館への省エネ設備導入に対し、総会の議決等による町内会等の意思決定があること
- 見積徴収・契約する事業者は横浜市内の事業者であること
- 交付決定通知日以降に、契約、発注していること
- 令和6年12月27日までに設備を導入し、整備完了報告を行うこと

4 補助対象設備の条件・補助率・補助上限額

| 補助対象 | 主な条件 | 補助率 | 補助上限額 |
|------------|---|-----|-----------|
| ① LED 照明器具 | ・天井や壁面等に設置する照明器具（卓上スタンド等は対象外） ・統一省エネラベル(※2)省エネ性能★4つ以上(省エネ型製品情報サイト未掲載の場合は、トップランナー基準達成製品) ・既存照明器具での電球形LEDランプのみの交換も補助対象（トップランナー基準達成製品） | 2/3 | 60万円 |
| ② エアコン | 【家庭用】統一省エネラベル省エネ性能★2.4つ以上 【業務用】トップランナー基準達成製品 | 2/3 | 130万円 |
| ③ 断熱窓など | ・居室1室以上の全ての開口部に断熱性能の高い製品の導入 ・居室1室以上の全ての開口部の断熱改修 | 2/3 | 200万円(※3) |
| ④ 太陽光発電設備 | ・原則、発電した電気を会館で使用すること ・敷地内に設置された定置用であること | | |
| ⑤ 蓄電池 | ・原則、蓄電した電気を会館で使用すること ・敷地内に設置された定置用であること ・太陽光発電設備との同時設置のみ。 ただし、太陽光発電設備が既に設置されている場合は蓄電池のみの申請可 | | |

※2 家電の省エネ性能を分かりやすくラベルで表示したもの。★の数が多いほど省エネ性能が高いことを表しています。

※3 合算での上限額。いずれかの実施も可。

5 補助対象経費

補助対象設備の購入費、設置工事費のほか、附属設備の設置や既存設備の処分等に関する費用などの経費

- ◆保証・保険料やサービス・ソフトウェア等の登録料・使用料、既存設備の劣化に伴う修繕費等は、補助対象外

6 主な手続きの流れ (下線部：申請団体が実施)

- (1) 団体内の意思決定・書類準備 (見積徴収)
- (2) 補助申請：令和6年3月1日(金)～9月30日(月)
- (3) 交付決定
- (4) 施工事業者と契約、整備実施、事業者への支払い ----- 補助金の前払い手続きあり。
補助申請の際、お申し出ください。
- (5) 整備完了報告：令和6年12月27日(金)まで
- (6) 交付額の確定
- (7) 補助金請求書の提出：令和7年2月28日(金)まで
- (8) 補助金の振込

- ◆複数回、申請可能ですが、2回目以降の申請は、既に申請を行っている補助対象事業の交付決定通知後とします。

- ◆各種手続きの提出方法：事務委託先である横浜市住宅供給公社に、Eメール、郵送、窓口持参(予約制)

7 見積徴収(契約事業者決定)

契約金額1件、100万円以上(税込)の場合

次のいずれかに該当する事業者(2者以上)から見積徴収し、事業者を決定

- ①横浜市一般競争入札有資格者名簿における所在区分が市内である者
- ②登記簿の本店(又は主たる事務所)の所在地が市内で登記している者
- ③主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記簿に登記されていない団体

契約金額1件、100万円未満(税込)の場合

市内に本店、支店、営業所等を有する法人・個人事業者から見積徴収し、事業者を決定

8 補助を利用した町内会等への協力をお願い

設備導入後、アンケートや普及啓発(セミナー等)の取組に協力いただくことがあります。

9 問合せ先

(事務委託先) 横浜市住宅供給公社 街づくり事業課

電話：045-451-7740 (受付時間：平日9時～17時)

※おかけ間違いにご注意ください

Email：yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp

所在地：横浜市神奈川区栄町8番地1 ヨコハマポートサイドビル 5階

- ◆詳しくは「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご覧ください

横浜市 会館脱炭素

検索



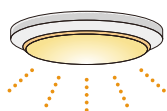
(市WEBページ)

自治会町内会館の 脱炭素化を応援します！

補助率 **2/3**

対象
製品

LED照明器具



補助上限額

60万円

省エネ性能

★★★★☆4.0

- ・統一省エネラベル省エネ性能★4つ以上
- ・省エネ型製品情報サイト未掲載の場合
トップランナー基準達成製品



電球形 LED ランプのみの
交換も対象
(トップランナー基準達成製品)

対象
製品

エアコン



補助上限額

130万円

家庭用

省エネ性能

★★★★☆2.4

統一省エネラベル省エネ性能
★2.4 以上

業務用

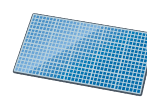
トップランナー基準達成製品

対象
製品

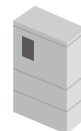
断熱窓など



断熱窓



太陽光
発電設備



蓄電池

補助上限額

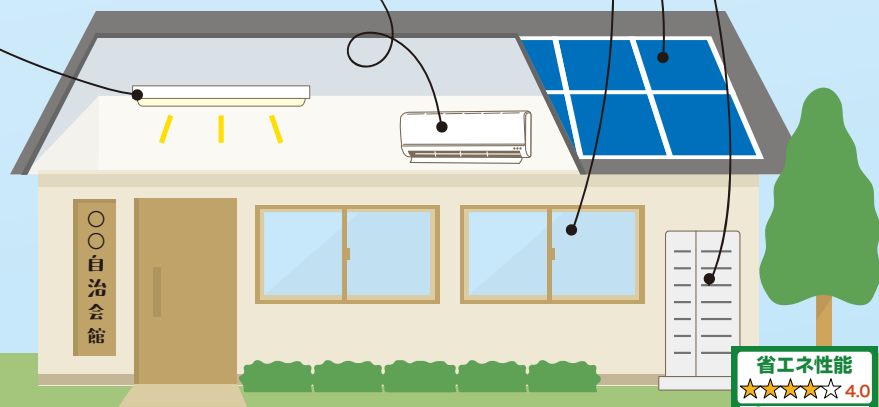
合算で **200万円**

いずれかの実施でも申請ができます。

対象製品の要件、申請手続き等
の詳細は「募集案内」をご確認
ください。



横浜市 会館脱炭素



統一省エネラベル：家電の省エネ性能を分かりやすくラベルで表示したものを。
星の数が多いほど省エネ性能が高いことを表しています。



対象団体

会館を所有している* **自治会町内会・地区連合町内会**

*会館を自己所有していない場合でも、町内会等が会館を借用し、設備導入費の負担
及び電気料金の継続的な支払いを行っている場合は、補助対象とします。

申請期間

令和6年

3月1日 金 ~ **9月30日** 月

終了予定

完了報告
期限

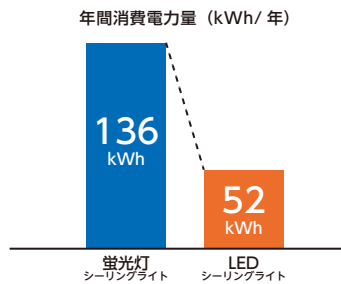
令和6年

12月27日 金

導入効果

LED 照明器具

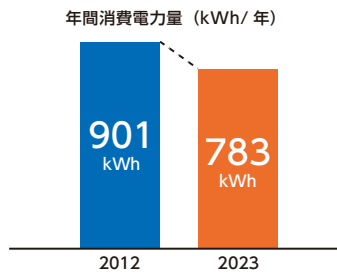
年間 CO₂排出量 1台あたり
約 38kg 削減!
 年間電気代
約 2,600円 おトク!



出典：スマートライフおすすめBOOK2023年度（蛍光灯シーリングライトの年間消費電力量部分）
 ※今回の対象製品（令和6年1月時点）の平均値との比較
 ※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31円/kWh（税込）を乗じて算出
 ※電力のCO₂排出係数は0.45kg-CO₂/kWhで算出

エアコン

年間 CO₂排出量 1台あたり
約 53kg 削減!
 年間電気代
約 3,700円 おトク!



出典：スマートライフおすすめBOOK2023年度（2012年製品の年間消費電力量部分）
 ※今回の対象製品（令和6年1月時点）の平均値との比較
 ※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31円/kWh（税込）を乗じて算出
 ※電力のCO₂排出係数は0.45kg-CO₂/kWhで算出

断熱窓

冷暖房費削減効果
 （施工前との比較）
 年間 CO₂排出量
約 340kg 削減!
 年間電気代
約 23,600円 おトク!



出典：民間事業者が一般公開しているシミュレーションによる
 ※断熱性能は、リフォームの場合は昭和55年省エネ基準適合レベルでそろえて算出
 ※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31円/kWh（税込）を乗じて算出
 ※電力のCO₂排出係数は0.45kg-CO₂/kWhで算出
 ※戸建て、窓10枚で算出した数値

※一定条件のもと、住宅での使用を想定したものであり、自治会町内会館の実際の使用状況により、導入効果は異なります。

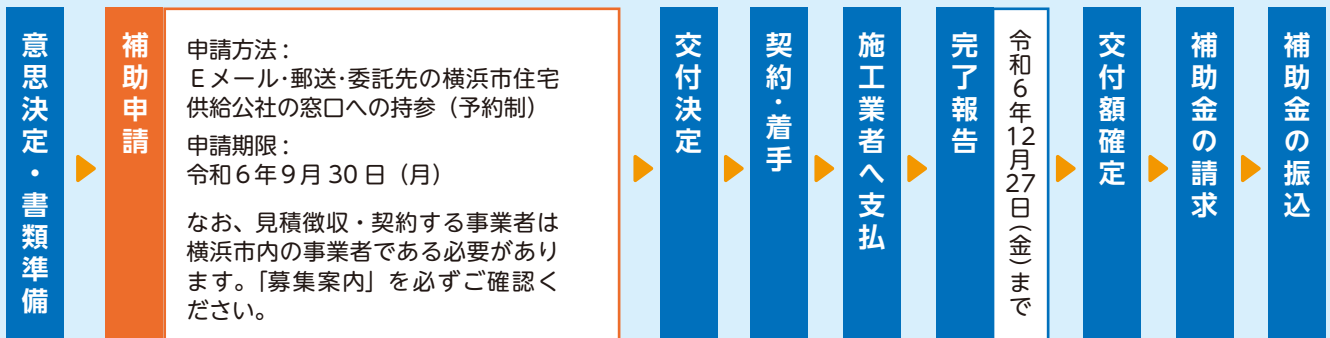
対象設備要件

| 対象設備 | 主な要件（詳細は「募集案内」をご確認ください） | 補助率 | 補助上限額 |
|----------|--|-----|---------|
| LED 照明器具 | <ul style="list-style-type: none"> 天井や壁面等に設置する照明器具（卓上スタンド等は対象外） 統一省エネラベル省エネ性能：★4つ以上※1 既存照明器具での電球形LEDランプのみの交換も補助対象（トップランナー基準達成製品） | 2/3 | 60万円 |
| エアコン | <ul style="list-style-type: none"> 【家庭用】統一省エネラベル省エネ性能：★2.4つ以上 【業務用】トップランナー基準達成製品 | 2/3 | 130万円 |
| 断熱窓など | <ul style="list-style-type: none"> 居室1室以上の全ての開口部に断熱性能の高い製品の導入 居室1室以上の全ての開口部の断熱改修 | 2/3 | 200万円※2 |
| 太陽光発電設備 | <ul style="list-style-type: none"> 原則、発電した電気を会館で使用すること 敷地内に設置された定置用であること | | |
| 蓄電池 | <ul style="list-style-type: none"> 原則、太陽光発電より蓄電した電気を会館で使用すること 敷地内に設置された定置用であること 太陽光発電設備との同時設置のみ。ただし、太陽光発電設備が既に設置されている場合は蓄電池のみの申請可 | | |

※1 省エネ型製品情報サイト未掲載製品は、トップランナー基準達成製品が補助対象。

※2 合算での上限額。いずれかの実施可。

手続きの流れ



設備導入後、アンケートや普及啓発（セミナー等）の取組に協力いただくことがあります。

お問合せ

（事務委託先）横浜市住宅供給公社 街づくり事業課

電話 **045-451-7740**

受付時間 9:00 ~ 17:00

※土・日・祝日を除く

※おかけ間違いにご注意ください

Eメール yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp

事業実施主体：横浜市市民局地域活動推進課

民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策、
年齢要件に関する検討結果について【報告】

1 趣旨

民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策については、令和 4 年 12 月の一斉改選以降、区局によるプロジェクト等により検討を進めてきましたので、検討結果について報告します。
また、令和 5 年 9 月から 12 月にかけて、民生委員・児童委員の年齢要件について区・地区民児協で意見交換を実施していただきました。意見交換結果等を踏まえて庁内で検討した次期一斉改選（令和 7 年 12 月）以降の年齢要件について報告します。

2 お願いしたいこと

- 【区連長】ご承知おきください。
- 【地区連長】ご承知おきください。
- 【単位会長】ご承知おきください。

3 報告事項

(1) 民生委員活動に関する負担軽減・活動支援策、推薦事務の改善等について

負担軽減や活動支援策のうち、主なものについて、以下のとおり報告します。

なお、推薦事務についても、再任の場合は地区の推薦準備会を省略可能とするなどの改善を行います（令和 7 年 12 月一斉改選から）。

詳細については「別紙 1」にてご確認ください。

| | 取組の方向性 | 具体的な取組 | 実施予定年度 |
|----------------|-------------------|--|---------------------|
| 業務量の軽減 | 報告書類のデジタル化 | 毎月提出している活動報告書の電子申請化 | R 7 |
| | 協力員やサポーター制度の導入の検討 | 協力員や欠員地区の補助、一斉改選時の引き継ぎ制度等の導入に向けた検討 | R 7 |
| 負担感の軽減 | 地域全体での見守り推進 | 自治会町内会と連携した地域ぐるみの見守りの検討 | R 7 |
| 人材確保 | 広報の強化 | 民生委員候補者向け、自治会向け等、ターゲット別の広報の強化・充実 | R 6 |
| 推薦事務の改善 | 手続きの簡素化 | 再任の場合は地区の推薦準備会を省略可能とするとともに、様式の更なる簡素化の検討 | R 7 一斉改選 |

<別紙 1 に関する説明>

- ①モデル区における民生委員・児童委員との懇談会や退任者アンケート結果をはじめ、各区で把握している民生委員活動の現状等を踏まえ、「取り組むべき課題」として分類しました。
- ②分類した課題それぞれに対して、「取組の方向性」や「具体的な取組」、「実施予定時期」を整理しました。
- ③整理した取組のうち、重点的に着手すべきものについては、区局による分科会を設置するなど、機動的に進めていきます。

(2) 民生委員・児童委員の年齢要件に関する検討結果について

年齢要件に関する検討については、令和5年9月から12月にかけて区・地区民児協で意見交換を実施していただき、1,708件ものご意見をいただきました。

意見交換の詳細については「別紙2」にてご確認ください。

ア 年齢要件の変更について

地域の中で後任者が見つからないなど担い手確保が課題となっている中で、委員活動への意欲があり、自治会町内会長等の同意がある方については、活動を続けていただける仕組みが必要であると考え、現行の年齢要件（75歳未満）に、条件付きで推薦を可能とする特例を設けることとします。

| 現行 | 変更後 |
|---|--|
| 新任 69歳未満。ただし、選出が困難な場合に限り、75歳未満とすることができる。 | 新任（変更なし） 69歳未満。ただし、選出が困難な場合に限り、75歳未満とすることができる。 |
| 再任 75歳未満 | 再任 75歳未満。 <u>ただし、選出が困難な場合に限り、1期（3年間）のみを再任期間として推薦をすることができる。（条件あり）</u> <u>【条件】</u> 下記3つの条件をすべて満たしたときのみ、推薦ができるものとする。 ①健康で本人に意欲があり活動に支障がない ②自治会町内会の代表（会長）の同意がある ③地区民児協の代表（会長）の同意がある <u>※ただし、特例的な扱いであることから、引き続き後任者の選出に努める。</u> |

イ 特例条件について

特例は、地域において適任者（後任者）の選出が困難な場合で、かつ①～③の条件をすべて満たす場合に1期（3年間）のみ推薦できる、とするものです。

ウ 変更時期

令和7年12月の一斉改選時から適用します。

※再任の方に限った特例を設ける変更であり、任期満了に伴う「再任」の推薦区分がある次期一斉改選からの適用となります。

令和6年7月、令和6年12月、令和7年7月の欠員補充は現行の年齢要件での運用となりますのでご注意ください。

【問合せ先】

南区福祉保健課運営企画係

担当：関・鈴木

電話：341-1181

| | 取り組むべき課題 | 取組の方向性 (太枠網掛けは重点的に取り組むもの) | 具体的な取組 (太枠網掛けは重点的に取り組むもの) | 実施予定年度 (※) | |
|---|---|---------------------------------------|--|--|---------------------------------|
| 負担軽減・活動支援 業務量の軽減 ・様々な役割 ・会議や研修の多さ ・調査書や報告書作成 ・担当世帯数の多さ | 業務の見直し・効率化 | ・ひとり暮らし高齢者等「地域で見守り」推進事業の実施方法の効率化 | 報告事務等の簡素化・効率化の検討 | R7 | |
| | | ・生活福祉資金事務や調査事務の見直しに向けた検討 | 国・社協への要望 (例：活動報告書、事業計画書の簡略化等) | R6 | |
| | | ・報告書類のデジタル化 (アプリ化) | モデル地区での活動報告書のデジタル化 (電子申請) の実証、全区展開 | R7 | |
| | | ・定例会のオンライン化、研修資料等のアーカイブ化 | モデル地区で導入、全区展開 | R7 | |
| | 補助人員を導入する | ・協力員やサポーター制度の導入の検討 | 協力員や欠員地区の補助員、一斉改選時の引き継ぎ制度等、区の実情にあわせて選択できる制度の導入 | R7 | |
| | | 依頼業務の精選 | ・出席会議の整理 | 出席会議や各種依頼業務量の照会および削減 | R6 |
| | 負担感の軽減 ・活動への周囲の理解 ・福祉制度の理解 ・仕事との両立 ・相談先がない ・委員同士の情報交換や交流の場がない | 活動のサポート強化 | ・新任者向けや困難ケースに関する研修、引継のチェックリストの作成や充実 | 民児協事務局と調整しながら実践的な研修を実施 | R7 |
| | | | ・夜間休日のサポート方法の検討 | 区役所閉庁時における相談先の案内 (ホームページ掲載など) や事例集の充実の検討 | 今後取組予定 |
| | | 地区民児協の運営支援 | ・委員同士の交流や情報交換の機会の検討 ・地区会長研修等の充実 | 民児協事務局と調整しながら交流や情報交換の場、研修などを充実 | R7 |
| | | | 情報共有 | ・見守り対象者の施設入所、入院等の情報共有の仕組みを検討 | 個人情報保護とのバランスを考慮した適切な情報共有の仕組みを検討 |
| 地域との連携によるサポート強化 | | ・地域全体での見守り推進 (隣近所、組長や班長との連携、情報共有) の検討 | モデル地区で自治会町内会と連携した地域ぐるみの見守りを試行実施し、成功例を他地区に共有・展開 | R7 | |
| 活動費等の見直し | | ・活動費の増額 | 活動費の増額に向けた予算計上 R5 : 64,200円 ⇒ R6 : 70,200円 (R6年度予算が横浜市議会で議決されることが条件) | R6 | |
| | | ・会費のあり方や徴収方法等の見直しに関する検討 | 会費のあり方を社協と協議するとともに徴収にかかる集金作業等の効率化の検討 | 今後取組予定 | |
| 活動と生活の明確な線引き | | ・民生委員の活動に関する広報の検討 | 早朝や夜間帯は対応が困難なことなど、民生委員活動への理解を深めるための広報の充実 | R6 | |
| | ・通信手段の検討 | 業務用携帯電話の導入などの検討 | 今後取組予定 | | |

※実施予定年度は現時点での予定であり、今後の検討状況によって変更が生じる場合もあります。

| | 取り組むべき課題 | 取組の方向性（太枠網掛けは重点的に取り組むもの） | 具体的な取組（太枠網掛けは重点的に取り組むもの） | 実施予定年度（※） |
|---|--|---|--|---|
| <p>人材確保</p> <p>広報の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の委嘱委員に比べて特に敬遠される ・民生委員の役割以外の雑多な相談が寄せられる | 「民生委員は大変」というイメージの払拭 | <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員のやりがいなど魅力を伝える広報 ・現任委員のモチベーションアップにつながる広報 | 民生委員候補者向け、自治会向け等、ターゲット別の広報 | R6 |
| | 地域住民との共通理解 | <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員として「やれることやれないこと」を整理した広報物の作成、配布 | 民生委員の役割を地域住民と共通認識できる広報 | R6 |
| | <p>人材確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢化などで担い手が見つからない | 担い手確保の仕組みづくり | <ul style="list-style-type: none"> ・候補者の新たな発掘先の検討 | 現役世代の担い手確保に向けた企業への理解促進活動、地域団体との連携に関する検討 |
| <p>推薦事務の改善</p> <p>推薦の負担軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再任者も新任者と同等の書類作成が必要 | 手続きの簡素化 | <ul style="list-style-type: none"> ・再任手続きの簡素化 | 再任の場合は地区の推薦準備会を省略可能とする | R7一斉改選 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・推薦時の様式の簡素化 | 様式の更なる簡素化 | R7一斉改選 |
| | 推薦要件緩和 | <ul style="list-style-type: none"> ・居住要件など推薦要件の緩和の検討 | 居住要件の特例を市外居住者まで拡大する等、関係機関へ要望を検討 | 今後取組予定 |

※実施予定年度は現時点での予定であり、今後の検討状況によって変更が生じる場合もあります。

民生委員・児童委員の年齢要件に関する意見交換の実施状況について

1 実施期間

令和5年9月～10月 区・地区民児協で意見交換
 令和5年11月 市民児協理事会で意見集約結果を報告(区民児協⇒地区民児協)
 令和5年12月 市民児協理事会で最終的な意見交換

2 ご意見総数

1,708件

年齢要件については、多数決等で決定するものではないことに加え、いただいたご意見の中には、現行の上限年齢を超えて条件付きで推薦を可能とすることについて、肯定的・否定的・その他、いずれにも言及するようなものもあり、厳密に分別することが難しいため、総数のみのお示しとさせていただきます。

3 主なご意見に対する考え方について

意見交換で民生委員・児童委員の皆さまからいただいた主なご意見に対する考え方について、次のとおりお示しします。

| 主なご意見 | 考え方 |
|--|--|
| 団塊の世代が一斉に退任し、地区の活動が立ち行かなくなることも考えられる。そのための措置でもあり、民生委員活動を持続可能なものにするのが大切。 | 充足率が年々低下している現状や、今後のさらなる高齢化の進展などを踏まえて、年齢要件の特例を設けることとします。あわせて委員活動への負担軽減や活動支援に引き続き取り組んでいきます。 |
| 定年は定めておいた方が良く、元気で出来る人にはやって頂いたほうが良いので、柔軟な対応がとれるようにしておくことは良いと思います。 | 候補者の選出が困難な場合に、健康で意欲があり活動に支障がない方は、これまでの知識や経験を活かして活動を続けていただける仕組みが必要であると考え、条件付きで推薦を可能とする特例を設けることとします。 |
| 世代交代が進まず、メンバーが固定化してしまう。 | 候補者の選出が困難な場合、かつ、条件を満たしたときのみ推薦を可能とする「特例」であり、一律に定年を延長するものではありません。 |
| できれば若い方になってほしい。75歳以上はやはり無理ある。 | 候補者の選出が困難な場合、かつ、条件を満たしたときのみ推薦を可能とする「特例」であり、一律に定年を延長するものではありません。 |
| 退任時に受けている役職(会長・副会長など)は、再任時には受けないこととする。一般の民生委員・児童委員として活動する。 | 会長等の役職は、互選により選出していただいているため、全市的なルールとして定めることは困難ですが、区・地区で適宜対応していただくことを妨げるものではありません。 |
| 後任を常に探し続けてもらい、見つかった時点ですぐに交代できるとよい。 | 特例を適用した場合でも「引き続き後任者の選出に努める」ことをお願いしてまいります。 7月と12月の欠員補充にあわせて交代するなど、区・地区で適宜対応をお願いします。 |